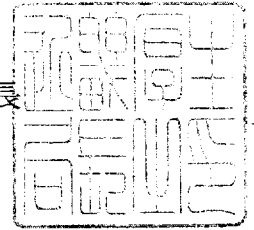


各 指 定 医 療 機 関 開 設 者 殿

近 畿 厚 生 局 長



心 神 喪 失 等 の 状 態 で 重 大 な 他 害 行 為 を 行 っ た 者 の 医 療 及 び 観 察 等 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 指 定 医 療 機 関 等 に 関 す る 省 令 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 の 施 行 に つ い て

精 神 保 健 福 祉 の 推 進 に つ き ま し て は、日 頃 か ら 格 別 の ご 配 慮 を 賜 り、厚 く 御 礼 申 し 上 げ ます。

標 記 に つ い て、「心 神 喪 失 等 の 状 態 で 重 大 な 他 害 行 為 を 行 っ た 者 の 医 療 及 び 観 察 等 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 指 定 医 療 機 関 等 に 関 す る 省 令 の 一 部 を 改 正 す る 省 令」(厚 生 労 働 省 令 第 133 号) 他 が 公 布 さ れ、平 成 20 年 8 月 1 日 か ら 適 用 さ れ る こ と に な り ま し た。

つ い て は、下 記 の と お り 関 係 通 知 等 を 送 付 い た し ま す の で、関 係 制 度 の 円 滑 な 実 施 に つ い て 遺 憾 な き よ う よ ろ し く お 取 り 計 ら い 願 い ます。

記

- 心 神 喪 失 等 の 状 態 で 重 大 な 他 害 行 為 を 行 っ た 者 の 医 療 及 び 観 察 等 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 指 定 医 療 機 関 等 に 関 す る 省 令 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 の 施 行 に つ い て (平 成 20 年 8 月 1 日 付 け 障 発 第 0801002 号 厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 長 通 知)
- 心 神 喪 失 等 の 状 態 で 重 大 な 他 害 行 為 を 行 っ た 者 の 医 療 及 び 観 察 等 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 指 定 医 療 機 関 等 に 関 す る 省 令 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 の 施 行 に つ い て (平 成 20 年 8 月 1 日 付 け 障 精 発 第 0801002 号 厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 精 神 ・ 障 害 保 健 長 通 知)
- 心 神 喪 失 等 の 状 態 で 重 大 な 他 害 行 為 を 行 っ た 者 の 医 療 及 び 観 察 等 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 指 定 医 療 機 関 等 に 関 す る 省 令 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 の 施 行 に 伴 う 実 施 上 の 留 意 事 項 に つ い て (平 成 20 年 8 月 1 日 付 け 事 務 連 絡 厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 精 神 ・ 障 害 保 健 課 医 療 観 察 法 医 療 体 制 整 備 推 進 室 長 通 知)

(担 当)

〒 5 4 1 - 8 5 5 6

大 阪 府 大 阪 市 中 央 区 大 手 前 4-1-76

大 阪 合 同 庁 舎 4 号 館 3 階

厚 生 労 働 省 近 畿 厚 生 局 健 康 福 祉 部 医 事 課

医 療 観 察 指 導 係 西 森

TEL 06-6942-2259 FAX 06-6942-9125